

# 私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への 円滑な移行に係るフォローアップ調査の結果

平成27年7月27日

## 1. 調査の趣旨

平成26年4月の私立幼稚園の新制度への円滑移行に係る事務連絡（別添の概要参照）を受けて、各市区町村の施設型給付及び一時預かり事業の実施状況を把握

## 2. 主な調査項目

各市区町村における以下の状況

（1）教育標準時間認定子どもに係る施設型給付関係

- ・ 給付額の国基準との異同
- ・ 利用者負担の国基準との異同 など

（2）一時預かり事業関係

- ・ 実施の有無、実施しない場合の理由
- ・ 補助単価の国基準との異同
- ・ 利用料の設定方法 など

## 3. 調査方法

- ・ 各市区町村の状況を都道府県が調査し、国に提出
- ・ 調査対象 全ての市区町村（1,741市区町村）
- ・ 調査時点 平成27年4月1日

## 4. 実施状況

- ・ 平成27年4月28日 都道府県担当部局宛に調査依頼を发出
- ・ 平成27年5月29日 都道府県から国への提出締切

## 5. 調査結果

### (1) 教育標準時間認定子どもに係る施設型給付関係

#### ①教育標準時間認定子どもに係る施設型給付の設定額

国の定める基準と同額	1,461自治体	83.9%
国の定める基準より高額	0自治体	0.0%
国の定める基準より低額	0自治体	0.0%
未設定	280自治体	16.1%

#### ②教育標準時間認定子どもの利用者負担額

政令で定める額と同額	334自治体	19.2%
政令で定める額より低額	1,185自治体	68.1%
未設定	222自治体	12.6%

#### ③利用者負担額を政令で定める額より低額に設定した理由（複数回答可）

新制度に移行しない幼稚園とのバランスを取る	347自治体	29.3%
公立施設とのバランスを取る	256自治体	21.6%
保育所等の保育を提供する施設とのバランスを取る	617自治体	52.1%
その他	357自治体	30.1%

(注) 割合は、政令で定める額より低額と回答した自治体数（1,185自治体）に占めるもの。

その他の主な理由

- ・従前の制度や保育料とのバランス（157自治体）（13.2%）
- ・保護者の負担軽減（57自治体）（4.8%）
- ・近隣自治体とのバランス（51自治体）（4.3%）

## (2) 一時預かり事業関係

### ①一時預かり事業（幼稚園型）の実施状況

公立幼稚園・私立幼稚園とも実施	147自治体	8.4%
私立幼稚園のみ実施	358自治体	20.6%
公立幼稚園のみ実施	258自治体	14.8%
実施していない	978自治体	56.2%

(注) 域内に新制度に移行した私立幼稚園がある301自治体のうち、260自治体(86.4%)で一時預かり事業(幼稚園型)を実施している。

### ②一時預かり事業（幼稚園型）で他市区町村居住者の利用を認めているか

認めている	501自治体	65.7%
認めていない	262自治体	34.3%

(注) 割合は、一時預かり事業(幼稚園型)を実施している自治体数(763自治体)に占めるもの。

### ③一時預かり事業（幼稚園型）を私立幼稚園で実施しない理由

事業者から実施希望がなかった	365自治体	29.5%
市区町村の提示した実施要件に合致しなかった	7自治体	0.6%
保育所で行う一時預かり事業等でニーズが満たされる	181自治体	14.6%
今後、実施する方向で検討中	102自治体	8.3%
その他	545自治体	44.1%
域外の園でのみ実施	36自治体	2.9%

（注） 割合は、一時預かり事業（幼稚園型）を私立幼稚園で実施していない自治体数（1,236自治体）に占めるもの。

その他の主な理由

- ・域内に私立幼稚園がない（442自治体）（35.8%）
- ・私学助成により対応（27自治体）（2.2%）

### ④一時預かり事業（幼稚園型）の補助単価額

国の示した額と同額	499自治体	98.8%
国の示した額より高額	3自治体	0.6%
国の示した額より低額	3自治体	0.6%

（注） 割合は、一時預かり事業（幼稚園型）を私立幼稚園で実施している自治体数（505自治体）に占めるもの。

## ⑤一時預かり事業（幼稚園型）の補助単価額を国の示した額と異なる額とした理由

私学助成の預かり保育の補助単価とのバランスを取る	0自治体	0.0%
一時預かり事業（一般型）の補助単価とのバランスを取る	0自治体	0.0%
その他	6自治体	100.0%

（注） 割合は、一時預かり事業（幼稚園型）の補助単価額を国の示した額と異なる額としている自治体数（6自治体）に占めるもの。

その他の主な理由

- ・自治体独自の加算を行っている（2自治体）（33.3%）

## ⑥一時預かり事業（幼稚園型）の利用料の設定者

市区町村が設定	27自治体	5.3%
市区町村の定めた一定のルールに従い、園が設定	60自治体	11.9%
園が設定	418自治体	82.8%

（注） 割合は、一時預かり事業（幼稚園型）を私立幼稚園で実施している自治体数（505自治体）に占めるもの。

## ⑦一時預かり事業（一般型）の実施状況

私立幼稚園において実施	167自治体	9.6%
私立幼稚園では実施していないが、保育所等において実施	957自治体	55.0%
実施していない	617自治体	35.4%

## ⑧一時預かり事業（一般型）を私立幼稚園で実施しない理由

保育所で行う一時預かり事業等でニーズが満たされる	364自治体	37.9%
私立幼稚園から実施希望がなかった	360自治体	37.5%
市区町村の提示した実施要件に合致しなかった	9自治体	0.9%
今後、実施する方向で検討中	35自治体	3.6%
その他	189自治体	19.7%
域外の園でのみ実施	3自治体	0.3%

(注) 割合は、一時預かり事業（一般型）を実施しているが、私立幼稚園で実施していない自治体数及び域外の園でのみ一時預かり事業（一般型）を実施する自治体数の計（960自治体）に占めるもの。

その他の主な理由

- ・域内に私立幼稚園がない（155自治体）（16.1%）

## 参考

### 新制度への移行状況について

1. 平成27年3月31日現在の私立幼稚園	8,124園	100.0%
2. 新制度に移行した私立幼稚園	1,884園	23.2%
幼稚園のまま移行	560園	6.9%
幼稚園型認定こども園となって移行	511園	6.3%
幼保連携型認定こども園となって移行	813園	10.0%
3. 新制度に移行しなかった私立幼稚園	6,221園	76.6%
4. 廃園した私立幼稚園	19園	0.2%

(注) 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が合わない箇所がある。



# 私立幼稚園の新制度への円滑移行について

別添

(平成26年4月10日付け三府省事務連絡の概要)

私立幼稚園が、市町村が実施主体である新制度に円滑に移行できるよう、以下の事項に留意して対応

## 主な課題

## 対応

市町村と幼稚園の関係構築、  
体制整備

- 市町村による私立幼稚園の状況把握、関係構築等
- 都道府県(私学担当)による市町村への支援
- 地方版子ども・子育て会議等への幼稚園関係者の参画

計画に基づく  
認定こども園や新制度への円滑な移行支援

- 都道府県等計画における必要量(ニーズ)が供給を下回っても、認定こども園への移行希望を踏まえ、計画の必要量に上乗せして、都道府県による認可が受けられる仕組みと運用の確保
- 新制度への移行の時期は、27年度に限られず、いつでも可能(意向は毎年確認予定)
- 調理施設等の施設整備支援や認定こども園の運営費支援などの積極的な活用

施設型給付の適正な実施  
(公定価格の「二階建て」(注)対応)

- 標準的な給付水準を踏まえた国基準に基づき国庫負担・補助額や地財措置を設定
- 市町村は、国基準に基づき市町村の給付額を設定
- 仮に、国基準と異なる額を設定する場合には、費用等の実態を十分に踏まえるとともに、下回る場合には合理的な理由説明を実施

- 給付額の設定・一時預かり単価・条件等について、国基準と異なる場合は、市町村の子ども・子育て会議等で審議
- 都道府県の子ども・子育て会議等で、域内市町村の実施状況等を報告・審議

一時預かり事業(幼稚園型)  
の適正な実施

- 幼稚園の実施状況、意向等を把握し、保護者のニーズに基づく事業の実施が必要。特に、新制度への移行により幼稚園の預かり保育・一時預かり事業の利用が継続できず、保護者の混乱を招くことのないよう十分な配慮が不可欠。
- 仮に、市町村が何らかの条件等を設ける場合には、保護者のニーズ等を十分に踏まえた合理的な理由説明を実施

- 国において、各市町村の額や理由などの実施状況を調査・公表

(注)教育標準時間認定子ども(1号認定子ども)に係る施設型給付費の額は、当分の間、市町村が定めることとされ、その財源構成は、国及び都道府県が3/4を負担する「一階部分」と、都道府県が一定割合を補助する「二階部分」に分かれる。